

1. 化学品及び会社情報

| | |
|--------|----------------------|
| 化学品の名称 | オパールエッセンス BOOST |
| 会社名 | ULTRADENT JAPAN 株式会社 |
| 住所 | 東京都渋谷区本町 1-7-5 |
| 担当部門 | 薬事部 |
| 担当者 | 薬事部長 |
| 電話番号 | 03-5365-1760 |
| FAX 番号 | 03-5365-1759 |
| 緊急連絡先 | 03-5365-1760 |

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

| | |
|-------------------|--------|
| 物理化学的危険性 | |
| 爆発物 | 区分外 |
| 可燃性/引火性ガス | 分類対象外 |
| エアゾール | 分類対象外 |
| 支燃性/酸化性ガス | 分類対象外 |
| 高圧ガス | 分類対象外 |
| 引火性液体 | 区分外 |
| 可燃性固体 | 分類対象外 |
| 自己反応性化学品 | 分類対象外 |
| 自然発火性液体 | 区分外 |
| 自然発火固体 | 分類対象外 |
| 自己発熱性化学品 | 分類対象外 |
| 水反応可燃性化学品 | 分類対象外 |
| 酸化性液体 | 区分2 |
| 酸化性固体 | 分類対象外 |
| 有機酸化物 | 分類対象外 |
| 金属腐食性物質 | 分類できない |
| 健康有害性 | |
| 急性毒性 (経口) | 区分4 |
| 急性毒性 (経皮) | 区分4 |
| 急性毒性 (吸入: ガス) | 分類対象外 |
| 急性毒性 (吸入: 蒸気) | 区分3 |
| 急性毒性 (吸入: 粉塵・ミスト) | 区分外 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 区分1 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分1 |
| 呼吸器感作性 | 分類できない |
| 皮膚感作性 | 分類できない |
| 生殖細胞変異原性 | 分類できない |
| 発がん性 | 区分2 |
| 生殖毒性 | 分類できない |
| 特定標的臓器毒性 (単回曝露) | 区分1 |
| 特定標的臓器毒性 (反復曝露) | 区分1 |
| 吸引性呼吸器有害性 | 分類できない |
| 環境有害性 | |
| 水生環境有害性 (急性) | 区分2 |
| 水生環境有害性 (慢性) | 区分外 |
| オゾン層への有害性 | 分類できない |

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語： 危険

危険有害性情報：

火災助長のおそれ：酸化性物質
飲み込むと有害
皮膚に接触すると有害
重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
重篤な眼の損傷
吸入すると有毒
発がんのおそれの疑い
呼吸器の障害
長期にわたる、または反復ばく露による呼吸器の障害
水生生物に毒性

注意書き

[予防策]

本製品は歯科用漂白材であり、他の用途で使用しないこと。
使用前に添付文書を手入すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱火/花火/高温のもののような着火源から遠ざけること。
衣類および他の可燃物から遠ざけること。
可燃物と混合を回避するために予防策をとること。

[安全対策]

蒸気を吸入しないこと。
取り扱い後は手をよく洗うこと。
この製品を使用するとき、飲食または喫煙をしないこと。
換気の良い場所でのみ使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡を着用すること。

[応急措置]

気分が悪いときは医師の診断/手当てを受けること。
口をすすぐこと。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚に付着した場合：多量の水と石けん (鹸) で洗うこと。
皮膚 (又は髪) に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

[保管]

施錠して保管すること。
容器を密閉し冷蔵庫 (2°C~8°C) で保管すること。

[廃棄]

内容物/容器を公認の産業廃棄物処理業者に委託するか、または毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準等に従って廃棄すること。

GHS 分類に該当しない他の危険有害性

異物が混入すると酸素ガス及び熱が発生し、容器破損と過酸化水素飛散のおそれ

3. 組成及び成分情報

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| 化学物質・混合物の区別： | 混合物 |
| 化学名又は一般名： | 過酸化水素 |
| 別名： | 過酸化水素水 |
| 化学特性 (化学式等)： | H ₂ O ₂ |
| CAS 番号： | 7722-84-1 |
| 濃度又は濃度範囲 (含有率)： | 35%水溶液 |
| 官報公示整理番号 (化審法)： | 1-419 (過酸化水素) |
| 労働安全衛生法 (通知対象物質)： | 政令第18条の2別表第9127号 (過酸化水素) |
| 毒物劇物取締法： | 劇物 |

4. 応急措置

吸引した場合：

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
直ちに医師に連絡する。

皮膚に付着した場合：

多量の水と石けん (鹸) で洗う。
直ちに汚染された衣類を全て脱ぎ、皮膚を多量の水/流水/シャワーで洗浄する。
直ちに医師に連絡する。

眼に入った場合：

水で数分間注意深く洗う。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。
直ちに眼科医の診察を受けること。
洗浄が遅れたり不十分だと眼の障害を生ずるおそれがある。

飲み込んだ場合：

口をすすぐ。無理に吐かせないこと。
直ちに医師に連絡する。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：

医師の診断/手当てを受ける。

最も重要な徴候及び症状：

皮膚・粘膜に触れると、激しい炎症が生じる。
接触した表皮に刺すような痛みを伴う白斑を生じる。
眼はただれが生じる。

応急処置をする者の保護：

救助者はゴム手袋やゴーグルなどの保護具を着用する。

医師に対する特別注意事項：

眼に入った場合、直ぐには異常を感じなくても、しばらく時間が経った後に影響が出る場合がある。
重篤な眼の損傷が生じるおそれがある。

5. 火災時の措置

消火剤

一般火災の場合は水を用いる。大量の有機溶剤や油類が混在する場合は、泡、粉末、二酸化炭素等の消火剤を使用する。

特有の危険有害性

過酸化水素自体は燃焼しないが、分解により発生する酸素ガスが周囲の可燃物の燃焼を助け、火災を激しくする (支燃性がある) ので注意が必要である。

特有の消火方法

容器を速やかに安全な場所に移動させる。移動できない場合は散水冷却する。

消化を行う者の保護

消火作業は、保護具 (手袋、眼鏡、マスク) を着用し、風上から行う。
蒸気やミストを吸入する可能性がある場合、空気呼吸器等の呼吸用保護具を着用する。
加熱により容器の爆発のおそれがある。注水に当たっては安全な距離を確保し、遮蔽物を利用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

状況に応じロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。

作業は必ず保護具（手袋、眼鏡、マスク）を着用し皮膚、眼への接触、ガスの吸入を避ける。
 作業は風上から実施する。

環境に対する注意事項

水生生物等に有害であり、漏出物を直接に河川や下水に流してはならない。
 大量の水で希釈処理する場合は、処理されずに環境へ流出しないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・器材

大量の水で充分希釈して洗い流す。
 土砂等で流れを止め拡散を防止する。
 自然分解させ、大量の水で充分希釈し廃棄上の注意に従って処分する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策（局所排気・全体換気等）

取扱いは換気の良い場所で行う。
 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
 発散した蒸気を吸い込まないようにする。
 眼、皮膚、衣類に付けないこと。

安全取扱い注意事項（接触回避を含む）

使用前に本安全データシートに記載されたすべての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。
 熱火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざける。
 使用後は直ちに専用栓で封をする。
 過酸化水素の付着した木、紙、布等の可燃物は、水で充分に洗う。
 異物（酸、アルカリ、重金属、有機物、ゴミ等）の混入を避ける。
 みだりに蒸気、ミストが発生しないように取扱う。
 ミスト/蒸気を吸入しない。
 接触、吸入防止のための保護具（保護手袋/保護衣/保護眼鏡）を着用する。
 換気の良い場所でのみ使用する。
 環境への放出を避ける。

保管

容器は密栓し、冷蔵庫（2℃～8℃）にて保管する。
 施錠して保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

取扱いは換気装置を設置した場所で行う。
 蒸気、煙またはミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
 取扱い場所の近くには目及び身体を洗浄できる設備を設置する。

管理濃度

設定されていない。

許容濃度

OSHA、ACGIH 時間加重平均ばく露限界：1 ppm、1.4 mg/m³

保護具

| | |
|----------|-------|
| 眼の保護具 | 保護眼鏡 |
| 呼吸器用の保護具 | 保護マスク |
| 手の保護具 | ゴム手袋 |

9. 物理的及び化学的特性

外観（物理的状态、形状、色など）

性状：ゲル状

色：無色

臭い

無臭

pH

1.8～2.8

融点・凝固点

データなし

沸点、初留点および沸騰範囲

データなし

引火点：なし（過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。）

蒸発速度

データなし

燃焼性（固体・気体）：なし（過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。）

燃焼又は爆発範囲（上限・下限）

なし（蒸気が空気と混ぜても爆発しない。）

蒸気圧

データなし

蒸気密度

データなし

比重（相対密度）

データなし

溶解度

水に自由な割合で溶解する。

n-オクタノール/水分配係数

データなし

自然発火温度

なし（過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。）

分解温度

データなし

粘度（粘性率）

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性

強力な酸化剤である。
 分解すると水と酸素ガスになり、この時熱を発生させる。
 常温では安定であるが、加熱により分解が促進される。
 白金、パラジウム、金、銀などの金属のコロイド、酸化マンガンを酸化コバルト等の金属酸化物、アルカリ、重金属塩（特にアルカリ性において）により接触的に分解される。
 酸性では安定化され、リン酸、尿酸などは負触媒となる。

危険有害反応可能性

種々の無機化合物を酸化し、有機化合物に対しても酸化作用がある。
 白金、銀、銅、鉄、クロム、マンガン等と接触すると、急激に分解して酸素ガス及び熱を発生し、密閉容器では破裂することがある。

避けるべき条件

加熱、異物（重金属、アルカリ、酸化され易い有機物等）の混入

混雑危険物質

金属粉末、強酸化剤、還元剤、強塩基、水反応性物質

危険有害な分解生成物

酸素ガス（支燃性がある）

11. 有害性情報

急性毒性（経口） 飲み込むと有害

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性 水生生物に毒性あり
 水生環境慢性有害性 データなし

13. 廃棄上の注意

廃棄方法

産業廃棄物として処理に関する法律、規則、条令に則り廃棄する。廃棄する場合は、内容を明確にして産業廃棄物処理業者に委託する。
 多量の水で充分に希釈して処理する。

残余廃棄物

多量の水で希釈後中和処理し、排水基準の範囲内で排水する。
 あるいは、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。
 毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準に従うこと。（毒物法第15条の2）

汚染容器及び包装

空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後処分する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号：2014
 品名（国連輸送名） Oxidizing Liquid, N.O.S. (Hydrogen Peroxide Mixture)
 国連分類
 （輸送における危険有害性クラス）：5.1
 容器等級：II
 海洋汚染物質：非該当

15. 適用法令

化審法（優先評価化学物質（過酸化水素））

労働安全衛生法

危険物 酸化性の物（施行令別表第1）
 50kg以上取り扱う設備は化学設備に該当し、設置の際には所轄労働基準監督署への届け出が必要。（法第88条）（除外規定あり）
 法第57条 表示対象物質（過酸化水素）
 法第57条の2 通知対象物質（過酸化水素）
 安衛則第594条、皮膚障害物に該当（過酸化水素）

毒物及び劇物取締法

劇物（法第2条別表第2）、（指指令第2条第19号）

水質汚濁防止法

指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3第4号「過酸化水素」）

海洋汚染防止法

有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）
 （船舶・バラ積輸送時）有害液体物質
 （環境大臣が）Y類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質

化管法

非該当

消方法

別表第一 第6類 酸化性液体「過酸化水素」

道路法

危険物（施行令第19条の13）
 道路管理者（日本道路公団等）がトンネルごとに危険物の種類、積載方法等について公示しており、通行が制限されている。（規則第4条の10、危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれにトンネルの通行の禁止又は制限の公示）

航空法

航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示別表第1「酸化性物質類」
 酸化性物質「過酸化水素（水溶液）（安定化されたもので濃度が20質量%以上40質量%未満のもの）」等級2

船舶安全法

船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第1「酸化性物質類」
 酸化性物質「過酸化水素（水溶液）（必要に応じて安定剤を加えたものであって、濃度が20質量%以上60質量%以下のものに限る。）」
 容器等級II

港則法

法21条第2項、規則第12条、港則法施行令規則の危険物を定める告示、危険物を積載した船舶が特定港に入港する時、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

16. その他の情報

本製品は、歯科用漂白材として歯面の漂白を目的として設計されている。他の用途で使用しないこと。